令和８年度 第１回 桑名市子ども・子育て会議 議事録

令和８年10月22日 14:00～

桑名市役所 本庁 ５階中会議室

1. 開会

（松岡委員長挨拶）

皆さんこんにちは。この会議にご参加いただきまして本当にありがとうございます。こども計画は「こども」とついた計画ということで、これがこども政策を引っ張っていく、それに関連する会議でありますので、是非桑名市のこどもたちにとって「変わったな」「自分たちが守られたな」というような、そういう実感を持っていただけるような内容にしていきたいと思います。今日もご忌憚のない意見をたくさんいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

2. 議事

（1）桑名市こども計画 令和7年度実績と今後の展開について （資料3）

（事務局が資料にそって説明）

委員長:ありがとうございます。時間の関係上、ピックアップした形で、計画の実績とかを報告いただきました。この報告以外でも、「これはどうなっているの？」というご質問やご意見をいただきたいなと思います。どなたかいらっしゃいますか。

委 員: 歯の治療について、こどもの虐待のネグレクトになっていると思うことがあります。歯科医師会の方でよく聞くことなのですが、学校で歯科検診をして、必要があれば「治してください」と保護者に言います。今は無料で治せますよね。それで大体の親御さんたちはすごくきちっと治されるんです

けど、何回言っても治さない親御さんがいる。そこからネグレクトが発見されるわけです。その辺りは日本ではなかなか対応してくれないんですけれども、そういうこどもは、親に任せずに、行政や他の大人が連れていって治療しないと。多分、一時保護しないとその親が同意しないと思うので、そこら辺が難しいかもしれないんですけれど、これは絶対治してあげて欲しいなと思います。虐待の観点から見るとひどくてちょっとかわいそう。その辺りは歯科医師会の先生は気づいていらっしゃるかなと思いますけど、これも虐待の１つの例です。よろしくお願いしたいと思います。

委員長：この辺りいかがでしょうか。

委　員: はい。私は日々、臨床診療をやっておりまして、おっしゃる通りです。こども全体の虫歯の本数っていうのは減ってきているですけれども、1 人の子が何本もある、ということが傾向的には多いです。小学校、中学校と診てきておりまして、やはり同じです。治療に行ってね、という通知は出すんですけど、行ってないんだろうなというのが学校歯科医としての感触になります。無料になってだいぶハードルは下がったんですけれども、 なかなか治療に来てくれるところまではやってくれないかなという。そうですね、行政にそこまで立ち入れるかどうかというところはあります。歯科医師会の理事としてではないんですが、児童養護施設を別で運営しておりまして、児童相談所から入所してくるお子さんもみえるんですけれども、児童養護施設まではいかないようなお子さんをもうちょっと救いあげれると、治してあげられるかなと。また、色々なことの早期発見にはなるかなというのが、医院や施設を運営している、自分の感触にはなります。そのあたりは児相さんになるのかなとは思いますけれども、今後も引き続き連携していければと思います。

委員長：ありがとうございます。特に被虐待児と認定をされる、あるいは保護されるっていうところまでいかないけど児童施設には入らなきゃいけないというこどもたち。そこまで至らなくても家庭で見守られているこどもたち。委員がおっしゃったように、ネグレクトと言われていることも含めて、そういうこどもたちに特に歯の分野ではどうも歯のケアが行き渡っていない

という現状が本当によく分かっています。治療もそうですけど、予防が実はすごく大事です。虫歯に至る前に、例えば教育機関でやっておられるとは思いますけど、学校で歯磨き週間とか、昼食後に全員歯磨きをするとか。どこまで予防できるかは分かりませんが、親の責任において任せるということだけでは、やっぱりこどもたちの安全とか健康って守られないのかなっていうのは結構強く思いました。事務局さんどうですか。こういう辺りのケアとか。

事務局：はい、ありがとうございます。委員の方々がおっしゃるとおり、学校などから、 虫歯の関係でご連絡いただくことはございます。そうしますと、課内で検討したりとか、周りの児童相談所と共有しまして検討したりすることがあります。例えば虫歯の問題だけじゃなくて、それ以外にも経済的な問題であるとか、親子さん自身の養育の大変さとか、そういったところも、総合して課題があります。そのあたりも含めて、我々が支援を行っていきます。その中で、著しいところがあれば、児童相談所さんに援護していただくんですが、そのあたりは虫歯ということだけじゃなくて、こどもにとってどうするのがいいかという観点を含めて検討します。ただ、虫歯をほっといていいというわけではないので、我々が保護者のところに家庭訪問を何度か繰り返す中で、場合によっては 受診に同行したりとか、経済的な支援をするとかいうこともあるんですが、なかなかそこに結びつかないのも事実でございます。以上です。

委員長：はい、ありがとうございます。いずれにしても、こどもたちの健康の部分というのは、生きていくうえでの土台のところなので、なんとかそれをネグレクトしないように、社会的にみんなで監視をして、何かしら実質的な手立てを取っていくっていうのがやはり有効なのかなっていうのを改めて思いました。ありがとうございます。他に、関連するところじゃなくていいのでご意見ありませんでしょうか。ないですか、よかったですか。 せっかく副委員長いらっしゃるのでお聞きしたいと思います。保育園で、「保育士を志している高校生が就労体験をする」ということを、桑名市でとても長くやっている事業なんですけれども、実際に保育士を目指した高校生がいたのか後で聞きたいです。保育士を目指される若い人たちは、なぜ目指され

てるのかよく分かりませんけど、副委員長から一言、「保育士不足」ということについて、保育教育をなさっている先生から一言いただこうかなと思います。

副委員長：はい、失礼します。うちの短大も、今定員割れで、どのように学生を確保しようかというところが大きな課題になっています。理由として、高校生が減ってきているということは明らかです。さらに、特にうちは短大ですので、四大志向というところでも、定員割れの原因だと思います。あと、保育職は、小学生とかに聞くとまだまだ上位なんですが、やはり色々な責任や、よく言われている虐待や不適切保育というところがクローズアップされてから、小学生の時は思っていても、現実が見えてくる中高生になってくると、希望者が減ってきているかなと。お給料の面ではだいぶ上がってきたかなというところはありますので、その辺のイメージアップを私たちも入学前の高校生や中学生にアピールする機会を増やしているという感じです。あとは、本人の意向以外に今は割と保護者の方の意向があります。保護者の方がこどもにどういう職につかせたいかという意思が割とよく反映されるので、保護者にもアピールしていく必要もあるし、今本当に短大でもオープンキャンパスとかをすると引率の保護者の方がたくさんみえるので、保護者の方にも興味を持ってもらうというところが大事かなと思っています。今は割と、桑名市さん以外のどこの市町でも、例えばバスツアーとかいって、園に中高生を連れていくというのをやって、「少しでも保育士が増えるように」ということをしています。前もお話したかもしれませんが、高校生では遅いのではないかということで、中学生に向けて動き出しているところもずいぶんあるかなというところです。高校に入る頃には、だいたい進路は決まっているところがあるので、どういう高校を目指すか、今保育が体験できる高校もありますので、そういうところで中学生ぐらいをターゲットにしていかないといけないかなっていうことで、県全体でもそういう考え方がちょっと増えてきてるかなという感じはしています。

委員長：ありがとうございました。どうでしょう、この点について、もしくは他の点でもいいですが。保育士不足以外にも、医療の現場も看護師不足とかがあ

ります。今日午前中に、四日市市内の小学校に行きましたけど、教員不足がだいぶ深刻らしいですね。いろんなところでこどもたちを守るべき職種が人材不足っていうのも、こどもの数が少ないから環境が整っているのかというとそのようではないというような状況で、色々な分野で厳しいのかなと思っています。他に何かご意見とかありませんか。大丈夫そうですか。1 点いいですか。実はうちはこどもクリニックをやっているのですが、ちょっと高額なんですけど、鼻から 1 回やればいい点鼻のインフルエンザワクチンがあります。そのワクチンが全然足りないということで、今週それをお休みしなきゃいけない状況があるんですね。で、今朝ワイドショーを見ていたら、市にワクチンの補助をしていただくという内容でして。関東の方だと、非常に需要があるので、たくさん確保して、打っておられるみたいなことがあったんです。この時期インフルエンザで学級閉鎖、学年閉鎖っていうのはパラパラありますが、そういうインフルエンザワクチンの補助はあまり考えてないですかね。お願いします。

事務局：実は木曽岬町さんが補助をされていてることもありまして、桑名市も検討はしておるんですが、他の予防接種関係で予算が必要でして、特に最近いろんな予防接種が定期接種化していることもありまして、一度に全部は財政的に厳しいものですから、優先順位をつけながら対応しているところでございます。

委員長：ありがとうございます。ワクチンを打とうと思う親が連れてくるわけで、昔みたいに学校で全員打つのではなく、接取の自由もありますので、そこら辺は難しいかなと思いますが、できるだけ予防できるものであればワクチンの補助っていうのも少しずつ検討されていくといいのかなと思いました。ありがとうございます。良かったですか。では、次に進みたいと思います。

（2） 令和8年度　桑名市こどもの権利条例に基づく取組・評価　（資料 4）

（事務局が資料にそって説明）

委員長：ありがとうございます。では、桑名市こどもの権利条例に基づく取組ということと、それから、実践した評価はもう少し後になりますが、この点について何かご質問とかご意見はありませんか。特にございませんか。では、せっかくなのですみません。人権という観点からいうと、「性」も人権なんですね。「性は人権」っていう大きなスタンダードがあるんですけれども、四日市市の方では本当にたくさんの小中学校に対して、包括的性教育という形で、人権の視点からも性教育をやっていただいております。桑名市ではどこかに依頼しているのか私は聞いておりませんけれども、本当に基本的人権のところに「性の問題」があるので、是非それを桑名市で取り組んでいただけないのかなと思ったりもしています。先日は、愛知県の蟹江町の小学校にもお邪魔をして話をさせていただきましたが、この包括的人権の観点から性を学ぶっていうことをこどもたちに提供しようっていう動きが結構全国的に広がってるんですね。来月は新潟県の方に行くんですけれど、桑名市は地元だし、この問題は、保護者のニーズは高いです。なので、取り組みを桑名市で進めていただいたらいいのかなと思ってるんですけどいかがでしょうか。

事務局：はい、命の安全教育にもつながるところだと認知しています。発達段階に応じてプライベートゾーンであったりとか、人との距離感であったりとか、性の自認も含めてですけれども、命の安全教育というものを、各校で取り組むように周知させてもらっています。「今年度どれだけ取り組みができているのか」という調査を行ったんですけど、どの学校も取り組んでいるということが分かりました。取り組み方法としては、担任が 1 人で背負い込むのではなくて、養護教諭と一緒に授業を行うですとか、保健体育の教員と一緒に行うですとか、外部人材へオファーをかけ、助産師さんであったりとか、いろんな方の力を借りながら実施しているということを聞いています。これからも取り組みを継続したいと思っております。

委員長：はい、ありがとうございます。是非この取組一覧表にも載せていただいて。実際に実践されているということであれば、とても効果があることだ

と思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。他はいかがですか、大丈夫ですか。では、議事については 2 点、終了させていただきます。

3. 報告

（1）桑名市こどもの権利擁護委員会の設置について（資料5）

（事務局が資料にそって説明）

委員長：はい、ありがとうございました。この点に関して、ご質問ありませんか。ごめんなさい、ちょっと聞き漏らしたかもしれません。こどもの権利侵害に対する救済及び回復を目的にって書いてあるんですけれども、権利侵害を受けたこどもたちの回復については、専門家につなぐとかそういうことを想定されているんでしょうか。回復って書いてありますよね、設置の目的のところで。こどもたちのケアってすごく大事なんですね。侵害を受けたこどもたちのそのケアについても目的に入れている以上、どのように取り組んでいかれるのかなって思ったので、この質問をしました。

事務局：まず、相談窓口として、新たに 12 月 2 日に「こどもの相談窓口」というものができるのですが、条例の 15 条には、「市はこどもが身近な場所で困り事や不安に感じることなどを安心して話すことができるよう、多様な相談の場として拡充に務めます」とありますので、既存の窓口と同じように、新たに設置する相談窓口でも、この条例の趣旨に基づいて相談を受け付けます。相談があった場合、まずお話を聞いて、「こどもの声を聴く」ということを大事にして話を聴いたうえで、内容によっては、こちらでお話を聴くだけの場合もありますし、必要な手立てがあれば、他の機関につなぐこともありますし、場合によっては状況を聴かせていただいたうえで権利擁護委員さんにつなぐということも想定しております。内容によっては桑名市の関係機関だけではなく、民間の方々にも助けやケアを求めることもあると思いますので、よろしくお願いいたします 。

委員長：はい、ありがとうございます。こどもの心のケアっていうのは非常に重要だということで。お答えいただいてありがとうございます。他にご意見や質問はありますか。

委　員：はい。単純に疑問なんですけども、この権利侵害事案っていうのは、例えばどういうことを想定していて、相談窓口での相談ってどのようにするのでしょうか。この辺の想定がどういうものなのか教えていただいていいですか。

事務局：相談事案につきましては、今までのように相談を受けるというパターンもありますので、その案件を総合的にみて関係機関等を紹介しながら、重要案件につきましては権利擁護議員会に上げていく形にはなります。

委員長：先生のご質問は、「例えばこどもが相談窓口で、どういうことで相談するのかを想定されてますか」、というご質問かなと思います。権利侵害ってこどもが自分で権利侵害を受けたって思わないとまずもってダメだとは思うんですけれど、「市が想定しているその権利侵害の例はどんな感じですか」、ということですね。

事務局：具体的な例というのは今ちょっと想定が難しいですが、ありとあらゆる相談や質問等もあると思いますので、その内容に応じていうことで、具体的に「これだから権利擁護委員会にあげる」、「これだからあげない」っていうのではなく、まずはあらゆるこどもからの声を聴くという形で受付をさせていただく、ということをやっていきたいと思っております。

委員長：例えば、こども自身が、「いじめを受けた」とかそういうことで話をしたとします。そこから権利擁護委員会で扱うか、聴くだけの案件かどうかっていうのは、どこかが判断するんですよね、きっと。

事務局：そうですね。場合によって、ケースに応じて権利擁護委員会に上げてくか、相談を関係機関に戻すかになるので、「これ以上だから」「これ以下だから」っていうものはないかなと思います。

委員長：多分こういうところの相談というのは、「ありとあらゆる」とおっしゃったので、幅広く聴くっていうところから、こどもに対しての重大な権利侵害の事案に関しては、やっぱりある一定の枠がないと、具合が悪いのではないかと思います。漠然としすぎているので、これから整理されるかもしれませんが、ここまでっていうクリアな線は引けないとしても、そのこどもが「毎日悩んで夜も寝れないような症状が出ている」とか、いわゆる「身体症状まで出ている」とか、それだけじゃなくて「精神の負担が非常に強い」とか、そういうところを扱うなどの目安みたいなものがないと。これから詰められるのでしょうか。全て受けていく感じですかね。

事務局：そうですね。ケースによっても変わってくると思います。今後は 11 月以降に委員さんも選定されますので、それから少しずつ協議を重ねながら形を作っていけたらいいのかなと思っております。緊急性であったり、こどもの様子であったり、「これは委員会にかけた方がいいな」という基準や共通認識を、相談窓口だけじゃなくて市全体で持てたらいいなと思っております。今後は委員さんと協力しながら考えていきたいと思っております。

委員長：はい。ではこれからということにはなりますけれども、「重大案件ということはこういうことなんです」という目安を是非お示しいただけた方が、きっと安心して相談もできるかなと思います。もう 1 点ちょっとお聞きしたいんですけど、親御さんからの相談も受けるということでいいんですか。

事務局：はい。そうですね。お子さんに関わる質問であればお受けいたしますが、最終的には「お子さんはどうやって考えてるんですか」ということはお尋ねしていこうと思っています。

委員長：非常に深刻であればあるほど、「親は相談するけど、こどもは口を閉ざす」みたいなことはよくあったりしますので、関わりというのはある意味非常に専門性の高いスキルが必要なのかなと思ったりします。委員も期待感があるからこそのご質問だったかなと思いますので、また是非目に見える形でお示しいただけるといいかなと思います。ありがとうございました。他はよろしかったですか。では次、報告の（2）をお願いたします。

（2）「桑名市就学前教育・保育環境整備推進会議」について （資料6）

（事務局が資料にそって説明）

委員長：はい、ありがとうございました。ご質問良かったですか。では以上で報告を終了させていただきます。続きまして「会議次第の 4 その他」です。

4. その他

（事務局が資料にそって2点説明）

※「こどもの権利の日」に関するイベントの案内

※オレンジリボンの配布について

委員長：以上でよろしいですか。ありがとうございます。何かご質問ありませんか。では、ないようでしたら終わりたいと思います。

5. 閉会

委員長：皆さんのご協力のおかげで、1 時間で終わることができました。ありがとうございます。時間が少なくてご意見をたくさんいただけなかったということもありますが、以上を持ちまして本会議を終了させていただきます。ありがとうございました。